○叙勲

旭日小綬章を授けられる
（宮屋市議会議員）　長谷　基弘

旭日単光章を授けられる（以上五月五日）
辻井　潤

旭日単光章を授けられる（各通）（五月六日）
平澤好太郎　横山　昇

旭日単光章を授けられる（五月七日）
齋藤　貞治

旭日単光章を授けられる（五月七日）
上田　勝　小川益男　加藤隆太郎
篠原拓美　鈴木久男

（防衛技官）　鷹合喜孝

瑞宝双光章を授けられる（各通）
村中百合江　門間章

瑞宝単光章を授けられる（以上五月五日）
大平耕路　下村道尋

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月五日）
島田啓一　松田秀　宮崎健次

瑞宝双光章を授けられる（各通）
亀村敏明　川原田博

（福島県警視）　坂下浩一

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月六日）
杉野良司　廣田多一

（筑波大学名誉教授）　細川淳一

瑞宝小綬章を授けられる
当真嗣剛　林近邦雄
山本憲夫　林誠

瑞宝双光章を授けられる（各通）
（警視庁警察部）
川勝隆　佐藤安男　辻岩見信
本田市郎　六車一廣　山崎悟利

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上五月七日）
堀口正一

瑞宝双光章を授けられる（五月八日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、六月十日午前十時十七分御出門、日本学士院第百十五回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸、午後零時十八分還幸になつた。

御祝電

天皇陛下は、フィリピンの独立記念日につき、六月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和７年５月28日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年６月13日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

（下線部は変更部分）

改正後	改正前
第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 **１　備蓄運営の基本的な考え方** ⑴・⑵　（略）	**第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項** **１　備蓄運営の基本的な考え方** ⑴・⑵　（略）
⑶また、⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則５年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。	⑶また、⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則１年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。
⑷　（略）	⑷　（略）

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年６月13日

東北地方整備局長　西村　拓

道路の種類	路線名	区間
一般国道	７号	秋田県能代市芝童森５番１から同市豊祥岱１番101までの上下線
一般国道	７号	秋田県大館市有浦三丁目64番６から同市有浦一丁目91番１までの上下線

公告

諸事項

大丸用水土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、東京都及び神奈川県の区域の一部を地区とし、東京都稲城市に事務所を有する大丸用水土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年５月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月13日

関東農政局長　安東　隆